本号で公布された法令のあらまし

◇**内閣官房組織令の一部を改正する政令**（政令第九二号）（内閣官房）

1　平成二五年三月三一日まで置かれる内閣審議官一人の存置期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（附則第二項関係）

2　平成二五年三月三一日まで置かれる内閣審議官二人及び内閣参事官三人の存置期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第六項及び第八項関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**厚生労働省組織令の一部を改正する政令**（政令第九三号）（厚生労働省）

1　大臣官房に置かれる参事官を一人減員することとした。（第一九条関係）

2　労働基準局安全衛生部労働衛生課及び化学物質対策課の所掌事務を変更することとした。（第六六条及び第六七条関係）

3　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇**産業構造審議会令の一部を改正する政令**（政令第九四号）（経済産業省）

1　産業構造審議会の所掌事務及び車両競技分科会の所掌事務に関する規定を変更することとした。（第六条、附則第二項及び附則第三項関係）

2　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇**国土交通省組織令の一部を改正する政令**（政令第九五号）（国土交通省）

1　土地・建設産業局に国際課を置くこととした。（第七四条関係）

2　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇**独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令**（政令第九六号）（文部科学省）

1　大学の別科の学生に対する第一種学資金及び第二種学資金の貸与について定めることとした。（第一条第一項の表備考第一号及び第二号関係）

2　修業年限二年未満の特定の専門課程に在籍する専修学校の生徒に対する第一種学資金の貸与について定めることとした。（第一条第一項の表備考第五号関係）

3　専修学校において通信による教育を受ける者に対する第一種学資金の貸与について定めることとした。（第一条第二項関係）

4　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇**離島振興法施行令の一部を改正する政令**（政令第九七号）（国土交通省）

1　都道府県が作成する離島活性化交付金等事業計画の記載事項及び国が毎年度その内容をとりまとめ公表する離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等について定めることとした。（第四条及び第五条関係）

2　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇**予算決算及び会計令の一部を改正する政令**（政令第九八号）（財務省）

1　国による契約の締結に関し、不正行為を防止する等の観点から、一般競争参加者の資格に関し必要な規定を追加するとともに、随意契約によることができる場合として慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるときを追加するほか、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二三年法律第一一七号）第七〇条及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二四年法律第一〇一号）の規定により発行される公債に係る収入であって平成二四年度から平成二七年度までの各年度所属の歳入とされるものについて、日本銀行における受入れ期限を翌年度の六月三〇日とすることとした。

2　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。ただし、附則第一〇条の改正規定は、公布の日から施行することとした。

◇**公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第九九号）（文部科学省）

1　高等学校等就学支援金の支給に係る在学期間の計算の特例の対象として夜間に授業を行う専修学校等を追加することとした。（第二条第一項関係）

2　履修単位数に応じて授業料を定める専修学校に係る高等学校等就学支援金の支給限度額について、履修単位数に応じて授業料を定める高等学校等と同様の扱いとすることとした。（第三条関係）

3　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇**私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令**（政令第一〇〇号）（文部科学省）

1　老齢基礎年金の一部繰上げを行った場合等における退職共済年金の額の計算等に係る特例を設けることとする国家公務員共済組合法施行令（昭和三三年政令第二〇七号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇**信用金庫法施行令及び中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令**（政令第一〇一号）（金融庁）

一　信用金庫法施行令の一部改正関係

信用金庫において会員等の外国子会社に対する資金の貸付けを行うため、会員等以外の者に対して行うことができる資金の貸付け等の範囲を拡大することとした。（第一四条関係）

二　中小企業等協同組合法施行令の一部改正関係

信用協同組合において組合員の外国子会社に対する資金の貸付けを行うため、組合員以外の者に対して行うことができる資金の貸付け等の範囲を拡大することとした。（第一四条関係）

三　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一〇二号）（環境省）

1　法第四一条第一項に基づく葬祭料の額を、六五万六、〇〇〇円から六五万円に改めることとした。（第二四条関係）

2　法第五四条第二項第一号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額を、六一円三銭から五九円六九銭に改めることとした。（第三四条関係）

3　法第五四条第二項第二号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額を、一、七九八円二一銭から一、六二三円九四銭に、一、二一六円四四銭から一、〇九八円五五銭に、一、一一〇円六六銭から一、〇〇三円二銭に、一、〇五七円七七銭から九五五円二六銭に、七九三円三三銭から七一六円四五銭に、一一七円五三銭から一〇六円一四銭に、それぞれ改めることとした。（第三四条及び別表第五関係）

4　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇**自衛隊法施行令の一部を改正する政令**（政令第一〇三号）（防衛省）

1　防衛大学校等において教育訓練を受ける外国人に対する給付金の月額を改めることとした。（第一二六条の九の三関係）

2　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。（附則関係）

◇**原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第一〇四号）（内閣官房）

一　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正（第一条関係）

1　国際規制物資の使用等に関する規制に係る規定の主務大臣を、原子力規制委員会とすることとした。